

老人医療費を見てみましょう

お医者さんにかかった時の総医療費は、現在全国的に年々増加しています。日本全体で30兆円を超えています。平成18年度時点での当市の老人保健制度対象者の総医療費は、一人当たり年間約89万円となっています。

医療費が増えている原因としては、医療技術の進歩による医療費単価の上昇や治療に長い期間がかかる生活習慣病の増加が考えられます。特に生活習慣病はほとんど自覚症状がないまま進行してしまいます。病気が放っておくほど回復に時間

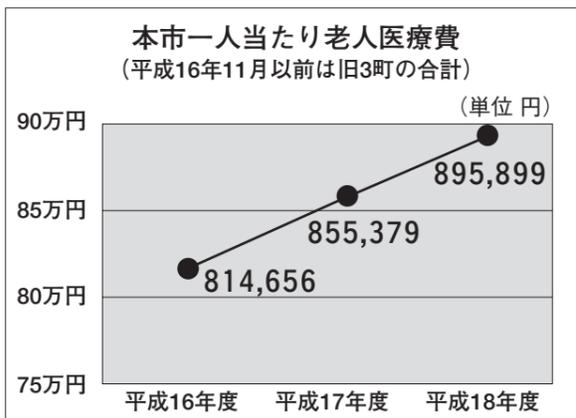
がかかり、治療費がかさみます。元気で健やかな暮らしが送れるように、日ごろから健康管理に努めましょう。

■問い合わせ先

市市民課
 ☎0869-22-3958
 FAX 0869-22-3973



上手にお医者さんにかかりましょう



- セットちゃんからのアドバイス**
- ① かかりつけの医療機関やかかりつけの薬局を持ちましょう。
 - ② 医療機関の重複受診をやめましょう。
 - ③ 定期的に健康診断を受けて、病気の早期発見・早期治療を心掛けましょう。
 - ④ 薬は適切な用量・用法を守りましょう。

瀬戸内ものしり博士検定

瀬戸内ものしり博士検定第19弾は、投稿編です。

検定問題

本市牛窓町本蓮寺には、国の重要文化財建造物に指定されている本堂、番神堂、中門があります。現在の本堂は創建当時のものではなく、後世の再建ですが、この本堂が再建された年には、世界的にも大きな出来事が起きています。同じ年に起きた出来事は、次のうちどれでしょうか。

- (ア) コロンブスがアメリカ大陸に到達した
- (イ) マゼランが世界一周の途上で亡くなった
- (ウ) ヴァスコ・ダ・ガマが国王の命よりインドへ向けて出帆した
- (エ) アメリカ合衆国初代大統領ジョージ・ワシントンが生まれた

答えは本紙31ページに掲載



警察安全情報

●高齢者や子どもを交通事故から守りましょう

岡山県内で発生している交通死亡事故(2月末現在)のうち、7割以上が高齢者です。夜間外出をするときは、車の運転手からよく見えるように、夜光タスキなどの反射材を身に付けましょう。

3・4月は、卒業式や入学式の季節です。子どもたちを交通事故から守るため、車を運転するときは運転に集中し、安全運転に心掛けましょう。

●自転車などの二輪車の盗難に注意しましょう

最近、特に自転車やオートバイの盗難被害が増加しています。自転車は必ずワイヤー錠などで二重ロックをし、オートバイも必ずハンドルロックや二重ロックをしましょう。

■瀬戸内警察署

☎0869-34-6110

シンポジウム「地域社会とハンセン病問題」を開催します

市民の皆さんに、人権問題の現状と課題について知ってもらい、人権問題の一つであるハンセン病問題を正しく理解していただきます。そして皆さんにハンセン病療養所の現状を知ってもらい、療養所を将来どのようにすればよいのか、地域社会の中で療養所としてのありべき姿を地域全体で考えるシンポジウム「地域社会とハンセン病問題」を開催します。

- ▼日時 4月26日(土) 午後1時開場 午後1時30分～3時30分
- ▼場所 邑久町公民館 大ホール
- ▼内容

① 基調報告「人権問題の現状と課題」

岡山県ハンセン病問題対策協議会 南 智会長

② パネルディスカッション「地域社会とハンセン病問題」

コーディネーター 南 智さん
 パネラー

- ・ 岡山県保健福祉部健康対策課長
- ・ ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会代表
- ・ ハンセン病違憲国賠訴訟瀬戸内弁護団の代表

- ・ 瀬戸内市議会議員の代表
- ・ 瀬戸内市長

■問い合わせ先
 市人権啓発室 ☎0869-22-3922



市民病院の機能を充実!

日曜・祝日の「当番医」をすべて受け持ちます。当番医の際には、医師・看護師はもちろん、薬剤師・放射線技師・検査技師を配置しますので、十分な診療ができます。そして、救急機能を段階的に充実させていきます。「小児科」を開設します。4月から「小児科」を開設し、毎週金曜日に診療を行います。どうぞ、ご期待ください。「生活習慣病外来」を始めます。昨年度より「生活習慣病教室」を開催し、市民の皆さんの健康医療知識の増進・適切な食事などを説明してきました。4月からは、個別の相談や治療を充実させるために、毎週木曜日午後3時より「生活習慣病外来」を始めます。健康管理から、病気の治療まで気軽にご相談ください。

■問い合わせ先
 瀬戸内市民病院 ☎0869-22-1234

福祉タクシー利用券の交付

重度の障害がある人に、外出の促進や通院などに利用できる「福祉タクシー利用券」を交付します。

希望する人は、次により申請をしてください。

- ▶対象者 市内に住所を有する在宅の人で、次のいずれかに該当する人
- ① 身体障害者手帳1級・2級を持っている人
- ② 療育手帳の障害の程度Aを持っている人

- ▶申請手続きに必要なもの
- ・ 申請書(窓口備え付けのもの)
- ・ 印鑑
- ・ 身体障害者手帳か療育手帳

■問い合わせ先
 市福祉課
 ☎0869-26-5943